

吸収分割契約に関する事前開示書面

(簡易吸収分割)

令和2年8月19日

株式会社ミクニ

株式会社ミクニグリーンサービス

令和2年8月19日

各位

株式会社 ミクニ
代表取締役社長 生田久貴
株式会社 ミクニグリーンサービス
代表取締役社長 村瀬 真

株式会社ミクニ及び株式会社ミクニグリーンサービスによる会社分割に係る事前開示

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第794条第1項及び会社施行規則第192条に基づく事前備置書面)

株式会社ミクニ(以下「当社」という)及び株式会社ミクニグリーンサービス(以下「MGS」という)は、当社においては、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割として令和2年8月7日の取締役会の決議、MGSにおいては、会社法第319条第1項の規定に基づき令和2年8月7日に株主総会決議があったものとみなして、両社の分割(以下「本件分割」という)に係る吸収分割契約を締結いたしました。よってここに本件分割に係る事前開示をいたします。

記

第1 吸収分割契約書

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

第2 吸収分割に際して交付する株式等(会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項)

(1) 株式の数の相当性

当社は、令和2年10月1日を効力発生日とする本件分割により、当社のゴルフ場向け芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートの輸入販売事業に関する権利義務について、当社の100%子会社であるMGSに対して、当社との間で締結した令和2年8月7日付の吸収分割契約に従い承継させることといたしました。本件分割に際して、当社は承継会社との間において、承継会社が普通株式19,714株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと決めました。本件分割にあたり、当社に対して交付される承継会社の株式については、本件分割によって当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と承継会社との協議により、1株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

承継会社が本件吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	金	90,000,000 円 (増加後の資本金額	金 95,000,000 円)
資本準備金	金		0 円
その他資本剰余金	金	1,487,120,000 円	
利益剰余金	金		0 円

第3 全部取得条項付種類株式の取得等 (会社法第 758 条第 8 号に関する事項)

該当事項はありません。

第4 新株予約権の交付、割当て等 (会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項)

該当事項はありません。

第5 計算書類等に関する事項

1. 吸収分割会社である当社の最終事業年度に係る計算書類等

当社は金融商品取引法による有価証券報告書および四半期報告書を提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は当社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

<https://www.mikuni.co.jp/>

2. 吸収分割承継会社である MGS の最終事業年度に係る計算書類等

MGS の最終事業年度に係る貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

第6 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に当社が負担すべき債務及び MGS が負担すべき債務 (当社が本件分割により MGS に承継させるものに限る) につき履行の見込みがあると判断しております。

- ① 令和2年3月31日現在の当社の資産、負債及び純資産の額は下表1の通りであり、資産の額が負債の額を上回っています。また、本件分割により MGS に承継させる資産の帳簿価額の合計額は、当社の総資産額の約百分の2.53であり、本件分割が当社に与える影響は軽微です。
- ② 令和2年3月31日現在の当社が MGS に承継させる資産、負債及び純資産の額は下表2の通りであり、かかる承継後においても資産の額が負債の額を上回っています。
- ③ 令和元年12月31日現在の MGS の資産、負債及び純資産の額は下表3の通りであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- ④ 本件分割により MGS が当社より承継する債務は、重畳的債務引受の方法によって承継されるため当該債務に関する債権者が本件分割によって不利益を受けることはありません。
- ⑤ 当社及び MGS のそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以後における当社及び MGS の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件分割の効力発生日以後においても、当社及び MGS の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ⑥ 令和2年3月31日現在の当社の流動資産、流動負債はそれぞれ20,851百万円、17,657百万円であり、また、令和元年12月31日現在の MGS の流動資産、流動負債はそれぞれ99百万円、93百万円であり、分割後の当社、MGS においても債務の履行に必要な流動性を確保することが見込まれます。

表

(単位：百万円)

	会社名	資産の額	負債の額	純資産の額
1	ミクニ(当社)	62,365	44,614	17,750
2	MGS への承継額	1,577	—	—
3	MGS	101	93	7

MGS へ承継させる資産、負債及び純資産の額の見込額

(単位：百万円)

資産の額	負債の額	純資産の額
1,577	—	—

以上



吸収分割契約書

株式会社ミクニ（以下、「甲」という。）及び株式会社ミクニグリーンサービス（以下、「乙」という。）とは、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第 6 条所定に規定する効力発生日（以下、本件効力発生日という）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の芝管理機械等の販売事業（以下、「本件対象事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び本店）

本件会社分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：株式会社ミクニ

住所：東京都千代田区外神田 6 丁目 13 番 11 号

（2）吸収分割承継会社

商号：株式会社ミクニグリーンサービス

住所：東京都江東区亀戸 1 丁目 2 8 番 6 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 甲は、令和 2 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までに甲乙間で協議のうえ合意した本件対象事業に関する資産、負債及び雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 乙が承継する権利義務の詳細は別紙「承継権利義務明細表」に定める。

第 4 条（分割対価の交付）

1. 乙は本件効力発生日に、分割対価として、普通株式 19,714 株（1 株あたり 80,000 円）を発行し、甲は発行された全ての株式を引き受けるものとする。
2. 前項にかかわらず、本件効力発生日における本件対象事業の資産及び負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 5 条（乙の資本等の額）

1. 本件会社分割により増加する乙の資本金等の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 90,000,000 円 (増加後の乙の資本金額 95,000,000 円)
- (2) 資本準備金 金 0 円
- (3) その他資本剰余金 金 1,487,120,000 円
- (4) 利益剰余金 金 0 円

2. 前項にかかわらず、本件効力発生日における本件対象事業の資産及び負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 6 条 (効力発生日)

- 1. 本件会社分割における本件効力発生日は、令和 2 年 1 0 月 1 日とする。
- 2. 前項といえども、本件会社分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 7 条 (分割承認、決議等)

- 1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割の方法により、本件会社分割の手続きを執行するものとする。
- 2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、会社法第 319 条第 1 項の株主全員の同意に基づくみなし株主総会決議により本契約の承認を得るものとする。

第 8 条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条 (役員の任期)

本件会社分割前に就任した甲及び乙の取締役並びに監査役の任期は、本件会社分割の影響は受けないものとする。

第 10 条 (会社財産の管理等)

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第 11 条 (特約)

- 1. 甲は、本件効力発生日までに、本件対象事業に関する土地建物等に関し、甲を借主とし、第三者を貸主として、両者の間で締結された賃貸借契約に関し、乙による賃借権の承継を可能とするため、当該第三者から賃借権の承継に関する同意を得るものとする。
- 2. 甲は、本件効力発生日までに、甲が当事者となっている本件対象事業に関する契約のうち、本件

会社分割を理由として契約の一方当事者に支配権の変更等を含む経営権の移動が生じた場合、契約内容に関する制限を受けること、または、他の当事者に契約解除権を付与すること等に関する規定が含まれているものに関しては、当該契約に関する他の当事者との間で、その処理等に関し、乙のために協議するものとする。

3. 甲は、本件効力発生日までに、本件対象事業に関する土地建物等のうち、甲を債務者とする金銭債権等を被保全債権とする抵当権、根抵当権等（以下、本件抵当権等）が設定されているものに関しては、本件抵当権等の権利者との間で、その処理等に関し、乙のために協議するものとする。
4. 乙は、本件効力発生日までに、本件会社分割による承継を前提とした、定款変更及び登記事項の変更を完了するものとする。
5. 甲は、本件効力発生日以後、乙の要請に基づき、甲における所定の手続を履践したうえで、甲乙間にて金銭消費貸借契約を締結したうえ、乙が必要な運転資金等を甲が融資を行うことができる。
6. 甲乙は、本件効力発生日以後、ライセンス料及び経営指導料に関する合意を定めることができるものとする。

第 12 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 7 日

甲：東京都千代田区外神田 6 丁目 13 番 11 号
株式会社ミクニ
代表取締役 生田久貴



乙：東京都江東区亀戸 1 丁目 2 8 番 6 号
株式会社ミクニグリーンサービス
代表取締役 村瀬 真



承継権利義務明細表

1. 承継資産（本件対象事業に属する資産）

流動資産（現金、商品）及び固定資産（土地及び建物並びに建物付属設備、機械装置及び建設仮勘定、工具器具備品、車両運搬具、ソフトウェア）

ただし、甲乙協議のうえ合意したものを除き、那須営業所に属する土地、建物に係る固定資産並びにこれに関する権利義務は承継の対象外とし、甲及び乙にて賃貸借契約を締結する。

2. 承継するその他の権利義務等

（1）雇用契約

本件分割により、効力発生日において本件対象事業に従事する甲の従業員及び本件対象事業のために甲が乙に承継する必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約。ただし、別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員に係る雇用契約は除く。

（2）その他の契約（雇用契約を除く）

本件対象事業に関する全ての契約（雇用契約を除く。）上の地位及びこれらの契約に基づいて発生したすべての権利義務。

（3）知的財産

本件対象事業に属する甲の特許、商標、意匠及び著作に関する権利を含む一切の知的財産並びにこれらに関する契約は、本件会社分割によっては乙に承継されないものとする。

以上

(提供書面)

事業報告

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年1月1日～2019年12月31日）における経過及び成果は以下のとおりであります。

当社は、主にゴルフ場関連に対して、芝整備のための造園土木工事等のほか、各種機器の販売やサービスを提供する目的で2016年7月に設立、工事免許を取得し現在に至っております。

当事業年度は、JR内野:159百万円と千葉G:75百万円(石勝エクステリア)の大型案件に恵まれ、この2件で売上高の54%を占めました。東京ベイサイド(PGM)では、昨年に引続き追加散水工事を受注し、PGMとの関係は微力ながら継続しており、今後の展開に期待が持てます。YAMAHAゴルフカーのカート道路改修工事や誘導線改修工事は3件ほど受注・履行しました。また2019年4月から旧環境G・中四国営業所をMGS広島SSに名称を新たにし機械メンテナンス業としてスタートしました。その結果売上高は432,275千円でありました。

損益につきましては、6,504千円の営業利益、6,999千円の経常利益、3,779千円の当期純利益となりました。

2. 当事業年度及び過去3ヶ年の財産及び損益の状況

科 目	第1期	第2期	第3期	第4期
売 上 高	16,234千円	351,753千円	324,738千円	423,275千円
営 業 利 益	△17,301千円	15,423千円	6,050千円	6,504千円
経 常 利 益	△17,399千円	15,038千円	5,652千円	6,999千円
当 期 純 利 益	△17,434千円	12,585千円	3,988千円	3,779千円
1株当たり当期純利益	△174,342円03銭	125,858円06銭	39,889円60銭	37,799円65銭
総 資 産	92,022千円	76,842千円	128,010千円	101,444千円
純 資 産	△12,434千円	151千円	4,141千円	7,920千円
1株当たり純資産額	△124,342円03銭	1,516円03銭	41,405円63銭	79,205円28銭

注 第1期は、会社設立の2016年7月1日から2016年12月31日までの期間であります。

3. 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

株式会社ミクニ 50,000千円

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 使用人の状況（2019年12月31日現在）

使用人員数 7名

9. 大株主の状況（2019年12月31日現在）

株式会社ミクニ 100株 100%

10. 役員に関する事項（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当並びに主な兼職状況
代表取締役	村瀬 真	社長
代表取締役	長澤圭祐	
取締役	小田瑞穂	工事部 部長
監査役	富田 陽	

11. 取締役・監査役に支払った報酬総額

取締役 2名 10,701千円

12. その他会社の重要となる事項

該当事項はありません。

13. 会社の対処すべき課題

第4期は、売上が4億円を超えお陰様で利益を出す事が出来ました。加えて累損を消すことに寄与しました。これも株式会社ミクニ環境グリーン事業部とのシナジー効果の賜物だと考えます。工事受注案件が増加し、多岐に渡る中、コンプライアンスを遵守し工事を履行するとともに、一層の品質向上に努めてまいります。さらに、お客様の信頼を得るために、株式会社ミクニ環境グリーン事業部との協力関係を一層強固な形に変え、常に1枚岩であることを前面に出し、顧客満足度向上に努めて参ります。更には、我々が掲げる『総合コンサルト』を構築するために、広い視野を持ち、独創的な発想を常に心掛け、新たな課題に取り組んでまいりたいと存じます。なお、当社の取り組むべき課題は以下のとおりであります。

- ① 安全と品質を第一に、受注した工事を確実に完成させること。
- ② 役職員ともども、常にコンプライアンスを意識した行動をすること。

- ③ ミクニグループの一員として責任を持った行動をすること。
- ④ 環境グリーン事業部との連携を常に心掛け業界をリードすること。
- ⑤ 柔軟な発想を持って、他業界への進出を追求し形にすること。

以上

損 益 計 算 書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社ミクニグリーンサービス

印刷日付：2020年 2月19日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	66,574,817	
完成工事高	319,898,770	
保守・点検売上	36,801,863	
売上高合計		423,275,450
【売上原価】		
期首商品及び製品棚卸高	209,627	
仕入高	34,324,175	
当期製品製造原価	280,665,097	
期末商品及び製品棚卸高	234,030	
売上総利益		314,964,869
【販売費及び一般管理費】		108,310,581
営業利益		101,806,152
【営業外収益】		6,504,429
受取利息	499	
雑収入	886,251	
営業外収益合計		886,750
【営業外費用】		
支払利息	392,088	
雑損失	50	
営業外費用合計		392,138
経常利益		6,999,041
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		6,999,041
法人税、住民税及び事業税	3,219,076	
法人税等合計		3,219,076
当期純利益		3,779,965

株主資本等変動計算書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社ミクニグリーンサービス

印刷日付: 2020年 2月 19日

(単位: 円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,000,000	△859,437	△859,437	4,140,563	4,140,563
当期変動額					
当期純利益		3,779,965	3,779,965	3,779,965	3,779,965
当期変動額合計	0	3,779,965	3,779,965	3,779,965	3,779,965
当期末残高	5,000,000	2,920,528	2,920,528	7,920,528	7,920,528

個別注記表

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社ミクニグリーンサービス

印刷日付：2020年 2月19日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別による原価法

商品、製品、原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物は定額法を、それ以外は定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 100株

令和2年2月19日

株式会社ミクニグリーンサービス
代表取締役 村瀬 真 殿

監査役 富田 陽

監査報告書

私は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第4期事業年度の取締役の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年2月19日

株式会社ミクニグリーンサービス
監査役

富田 陽 